

豊田市 P C B 適正処理 ガイドライン

平成 14 年 9 月

(平成 26 年 8 月改訂)

豊田市環境部

豊田市P C B適正処理ガイドライン

目 次

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 適用範囲
 - (1) 対象者
 - (2) 対象物

第2章 P C B使用電気機器等の取扱い

- 1 P C B使用電気機器等の届出
- 2 代替品への移行計画の策定
- 3 P C B使用電気機器等の使用状況の点検及び報告

第3章 P C B廃棄物の適正な保管等

- 1 P C B廃棄物の保管状況の確認
- 2 安全な保管の確保
- 3 事故時の措置
- 4 事業者によるP C B廃棄物を処理するための機器登録

第4章 P C B廃棄物の収集運搬

- 1 収集運搬事業者との協定
- 2 協定締結収集運搬事業者による収集運搬
- 3 収集運搬事業者の安全監視委員会への出席
- 4 運行位置が確認できる運行システムの整備
- 5 計画的な搬入管理
- 6 収集運搬における安全対策及び環境保全対策
 - (1) P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン等の遵守
 - (2) 市内における積替え又は保管の禁止
 - (3) 交通事故及び落下事故等の未然防止
 - (4) 協定締結収集運搬事業者の市への報告
 - (5) 自主的な情報公開

第5章 P C B廃棄物の処理

- 1 一貫処理システムの採用
- 2 J E S C Oとの協定
- 3 J E S C Oの安全監視委員会への出席
- 4 専門家による助言制度
- 5 処理システムが具備すべき条件
 - (1) 管理水準の設定
 - (2) 反応完了の確認
 - (3) P C B処理物の卒業判定及び搬出基準
 - (4) 見学者等への配慮
 - (5) 総合エンジニアリング体制
- 6 処理における安全対策及び環境保全対策
 - (1) リスクアセスメントの実施
 - (2) 地下浸透防止及び漏洩防止対策
 - (3) 安全運転モニタリング
 - (4) 作業従事者の安全確保
 - (5) 緊急時の措置
 - (6) 市への報告
 - (7) 自主的な情報公開
- 7 P C B廃棄物受入基準の策定等

第6章 住民理解への取組み

- 1 住民参加による安全監視
 - (1) 安全監視委員会
 - (2) リスクコミュニケーションの推進
 - (3) 「安全監視委員会だより」による住民周知
- 2 積極的な情報公開
 - (1) 情報公開ルームにおける情報公開
 - (2) 地域協議会の開催

第1章 総則

1 目的

本ガイドラインは、P C Bが使用された電気機器等について代替品への切替えを円滑に促進するとともに、J E S C Oで処理するP C B廃棄物を適正に管理し、安全かつ確実に処理するために必要な事項や方法等を定める。

2 用語の定義

- **PCB使用電気機器等**

P C B又はP C Bを含む絶縁油等が使用されているトランス、コンデンサ、安定器などであって現在も使用中のものをいう。

- **PCB廃棄物**

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項で定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」をいう。

- **卒業判定基準**

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)第3条で定める基準をいう。

- **収集運搬事業者**

J E S C O各事業所へのP C B廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、市内を通行する者をいう。

- **JESCO**

日本環境安全事業株式会社をいう。

- **事業者**

市内でP C B使用電気機器等を使用している者及び市内でP C B廃棄物を保管している者をいう。

- **安全監視委員会**

本市が設置する安全監視のための市民、学識経験者等で構成された委員会をいう。

- **情報公開ルーム**

J E S C OがJ E S C O豊田事業所に設置するP C B処理に関する情報を一元的に管理、提供するための場所をいう。

3 適用範囲

(1) 対象者

本ガイドラインを適用する対象者は、収集運搬事業者、J E S C O及び事業者とする。

(2) 対象物

市内に存する J E S C O 各事業所で処理する必要がある P C B 使用電気機器等及び P C B 廃棄物又は J E S C O 豊田事業所で処理する市外の P C B 廃棄物とする。

なお、 P C B 廃棄物が市外から J E S C O 豊田事業所に搬入される場合は、市内に入った時から適用する。市内の P C B 廃棄物が市外の J E S C O 各事業所へ運搬される場合又は市外の P C B 廃棄物が市外の J E S C O 各事業所へ運搬される際に市内を通過する場合は、市内を運搬している時に適用する。

第2章 PCB使用電気機器等の取扱い

1 PCB使用電気機器等の届出

市内に事業場を有する者は、当該事業場で使用しているトランジスタ、コンデンサ、安定器等について、P C B 使用電気機器等かどうかの確認に努めること。

また、P C B 使用電気機器等を使用していることを確認した事業者は、速やかにその使用電気機器等の使用状況（機種、P C B の濃度及び量、使用方法、老朽化の程度等）について、市長に届け出ること。

2 代替品への移行計画の策定

P C B 使用電気機器等を使用している事業者は、「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「P C B 処理計画」という。）」に従い、P C B 使用電気機器等の代替品への移行計画を策定し、市長に報告すること。

3 PCB使用電気機器等の使用状況の点検及び報告

P C B 使用電気機器等を使用している事業者は、その使用状況を定期的に点検し、毎年1回市長に報告すること。

第3章 PCB廃棄物の適正な保管等

1 PCB廃棄物の保管状況の確認

事業者は、P C B 廃棄物の保管状況を定期的に点検すること。

2 安全な保管の確保

事業者は、定期的な点検等で老朽化等により P C B の漏洩等のおそれが

認められた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに市長に報告すること。

3 事故時の措置

事業者は、P C B 廃棄物の紛失、漏洩又は火災等の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、市長に報告すること。

4 事業者によるPCB廃棄物を処理するための機器登録

P C B 廃棄物を保管している事業者は、自らが保管する P C B 廃棄物を P C B 処理計画に定める期限内に処理するため、J E S C O に対して P C B 機器等登録をするとともに、計画的かつ早期に処理すること。

第4章 PCB廃棄物の収集運搬

1 収集運搬事業者との協定

J E S C O 豊田事業所へP C B 廃棄物を収集運搬しようとする収集運搬事業者は、事前に市と「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定（以下「収集運搬協定」という。）」を締結すること。

2 協定締結収集運搬事業者による収集運搬

事業者は、J E S C O 豊田事業所へのP C B 廃棄物の収集運搬については、市と収集運搬協定を締結している収集運搬事業者（以下「協定締結収集運搬事業者」という。）に委託すること。

なお、協定締結収集運搬事業者以外の者によるJ E S C O 豊田事業所への搬入は認めない。

3 収集運搬事業者の安全監視委員会への出席

収集運搬事業者は、市が設置する安全監視委員会から要請があった場合、これに出席し、P C B 廃棄物の収集運搬の実施状況、安全対策及び環境保全対策についてわかりやすく説明を行い、地域住民の理解の促進に努めること。

4 運行位置が確認できる運行システムの整備

収集運搬事業者は、G P S（全地球測位システム）等を用いた運行車両の位置が確認できるシステムを整備すること。

5 計画的な搬入管理

J E S C Oは、計画的な搬入に努めるとともに、搬入管理及び収集運搬に関する情報を情報公開ルームにおいて公表すること。

また、収集運搬事業者が整備するG P S等を用いた車両位置情報についても情報公開ルームで公表すること。J E S C O各事業所へ運搬するため、市内を通過するときもこれに準じること。

6 収集運搬における安全対策及び環境保全対策

(1) PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等の遵守

収集運搬事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく収集運搬の基準及び国が定める「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）等を遵守すること。

(2) 市内における積替え又は保管の禁止

市内におけるP C B廃棄物の積替え又は保管は行わないこと。

ただし、J E S C O豊田事業所以外の処理施設（J E S C O各事業所及び無害化処理認定施設等）で処理するため、一時的にJ E S C O豊田事業所に保管する場合はこの限りでない。

(3) 交通事故及び落下事故等の未然防止

収集運搬事業者は、交通事故及び落下事故等の未然防止のため必要な次の措置を講ずること。

ア 安全性の高い運行経路の選定

J E S C O豊田事業所へ搬入する場合は、収集運搬協定で定められたルートを運行すること。

市内のP C B廃棄物を市外のJ E S C O各事業所へ運搬する場合は、原則として高規格幹線道路を運行すること。なお、高規格幹線道路までは国道を運行し、国道までは都市計画道路等の幅員の広い道路を優先して運行すること。

市外のP C B廃棄物を市外のJ E S C O各事業所へ運搬するため、豊田市内を通過する場合は、原則として高規格幹線道路を運行すること。

イ 悪天候時の運行制限

ウ 法定速度、車間距離、積載量等の遵守

エ 運搬車両の点検の実施

オ 落下しにくい車両構造、荷姿、固縛方式の採用

(4) 協定締結収集運搬事業者の市への報告

協定締結収集運搬事業者は、事前に収集運搬計画を作成し、市長へ報告すること。

また、協定締結収集運搬事業者は、国ガイドライン第4章2の規定に基づき前年度に行った収集・運搬従事者への教育内容及び教育の実施状況について、毎年6月末日までに市長に報告すること。

(5) **自主的な情報公開**

協定締結収集運搬事業者は、収集運搬状況、安全対策及び環境保全対策の実施状況等についてインターネット等を通じて自ら積極的に情報公開し、住民の理解を深めるよう努めること。

第5章 PCB廃棄物の処理

1 一貫処理システムの採用

JESCOは、PCB廃棄物の安全かつ確実な処理のため、保管及び収集運搬も視野に入れ、前処理、汚染油の無害化、空容器処理、卒業基準の検証、後処理までの一貫処理システムとすること。

2 JESCOとの協定

JESCOは、市と締結した「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を遵守すること。

3 JESCOの安全監視委員会への出席

JESCOは、安全監視委員会に出席し、処理施設の整備、PCB廃棄物の処理状況、安全対策及び環境保全対策の実施状況等についてわかりやすく説明し、意見交換等を行い、地域住民の理解促進に努めること。

4 専門家による助言制度

JESCOは、PCB処理事業を進めるうえで適宜専門家の助言が受けられる体制を自ら整備し、この助言を尊重して適正処理に努めること。

5 処理システムが具備すべき条件

(1) 管理水準の設定

JESCO豊田事業所は、PCBを取り扱う区域におけるPCBによる汚染のおそれの度合に応じた適切な管理水準を設定し、当該管理水準に応じた適切な措置を講じるとともに、定期的にこれを点検すること。

(2) 反応完了の確認

JESCO豊田事業所は、PCB分解処理が完了したことをバッヂ的に確認ができる措置を講ずること。

(3) PCB処理物の卒業判定及び搬出基準

J E S C O 豊田事業所は、P C B 処理物の安全確保のために必要な次の措置を講ずること。

ア 分離・洗浄処分における卒業判定及び搬出基準

分離・洗浄処分を行った空容器解体物等を管理区域外へ出す場合は、卒業判定基準に適合していることを確認すること。卒業判定基準を超過したものについては、再度処理を実施すること。

ただし、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成26年6月）に示された無害化処理認定制度等を活用するため管理区域外へ出す場合にあってはこの限りでない。

この場合、処理委託する無害化処理認定施設等におけるP C B 濃度に係る受入基準に適合していることを確認するとともに、「低濃度P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成25年環境省）」の定めに従い、運搬容器に収納しP C B が飛散流出しない状態で管理区域から搬出すること。

イ 分解処分における卒業判定

P C B の処理（反応）に伴い生成される液状物、固体物を管理区域外へ出す場合は、卒業判定基準に適合していることを確認すること。卒業判定基準を超過したものは、再度処理を実施すること。

(4) 見学者等への配慮

J E S C O 豊田事業所は、施設の安全操業に支障の無い範囲で、見学者が工程を安全に見学し、理解を深められるよう配慮すること。

(5) 総合エンジニアリング体制

J E S C O は、P C B 廃棄物処理施設の各設備が適切に連携し、高い安全性と性能を発揮するために必要な次の措置を講ずること。

ア 一元化された総合エンジニアリング体制による設計・施工

P C B 廃棄物の処理施設は、受入れから空容器解体物等の後処理までの各種設備等が密接に関連する施設であることから、一元化された総合エンジニアリング体制を確保すること。

イ 設計・施工した者との連携

故障及び緊急時に対応できるよう、設計・施工した者と施設の運転者との間で、処理の全期間にわたって密接に連携をとれる体制を構築すること。

ウ 長期設備保全計画の策定及び定期点検

J E S C O 豊田事業所は、処理設備（附帯施設を含む。）の経年的な劣化を考慮し、処理終了までの処理施設全体の長期設備保全計画を策定し、これに従った設備保全を行うこと。

また、設備が適切な能力を安全に発揮できるよう、設計・施工した

者と連携して、処理施設の定期点検を確実に行うこと。

6 処理における安全対策及び環境保全対策

(1) リスクアセスメントの実施

J E S C Oは、J E S C O豊田事業所の処理施設を改造しようとする時は、あらかじめ異常時のリスクアセスメント（評価）を実施し、この結果に基づき、リスクの回避、低減化を図るとともに、フェイルセーフやセーフティネットの考え方に基づく必要な対策を講ずること。

(2) 地下浸透防止及び漏洩防止対策

J E S C O豊田事業所は、P C B管理区域内については、管理水準に合わせて適切な地下浸透防止対策及び漏洩防止対策を講ずること。また、P C B管理区域外についても必要に応じて地下浸透防止及び漏洩防止の措置を講じるとともに、定期的にこれを点検すること。

(3) 安全運転モニタリング

J E S C O豊田事業所は、施設が安全に運転されていることを確認するため、運転データ等を常時モニタリングするとともに、トラブルやミスも含めて詳細に記録し、保存すること。

(4) 作業従事者の安全確保

J E S C O豊田事業所は、作業従事者の安全を確保するため、換気設備、警報設備等の設備及び作業服、マスク等の装備の適切な使用により暴露防止に努めること。また、定期的に作業環境モニタリングを実施すること。

(5) 緊急時の措置

J E S C O豊田事業所は、緊急時に対応するために必要な次の措置を講ずること。

ア 自動停止システムの整備

異常時（自然災害を含む。）には自動的に停止するシステムを整備するとともに、定期的にこれを点検すること。

イ 応急措置のための装備等

万一事故又は漏洩等が生じた場合に備え、P C B処理施設に消火設備、吸収材、ウエス等必要な用具、装備を備えておくこと。

ウ 緊急時における環境測定

万一事故又は漏洩が生じ、周辺への環境汚染のおそれがある場合は、速やかに必要な環境測定を実施すること。

エ 安全監視委員会への報告

応急措置の実施状況及び環境測定の結果について安全監視委員会に報告すること。

オ 作業従事者への教育訓練

緊急時の対応が適切に行えるよう作業従事者に対して平素から十

分な教育訓練を実施するとともに、緊急時対応マニュアルを常備すること。

(6) 市への報告

J E S C O 豊田事業所は、P C B 処理状況、安全対策及び環境保全対策の実施状況等を市長に定期的に報告すること。

(7) 自主的な情報公開

J E S C O 豊田事業所は、P C B 廃棄物の処理状況、安全対策及び環境保全対策の実施状況等について、インターネット等を通じて自ら積極的に情報公開し、住民の理解を深めるよう努めること。

7 PCB廃棄物受入基準の策定等

J E S C O は、安全で確実な収集運搬がなされるよう、受入基準を策定し、収集運搬事業者に遵守させること。

第6章 住民理解への取組み

1 住民参加による安全監視

(1) 安全監視委員会

市は、市民、学識経験者、愛知県、市などからなる安全監視委員会を設置する。

(2) リスクコミュニケーションの推進

安全監視委員会は、J E S C O 、収集運搬事業者等関係者からP C B 処理施設の整備、P C B 廃棄物の収集運搬や処理、安全対策及び環境保全対策等の実施状況の報告を受けるとともに、各参加者が忌憚のない意見交換を行うことなどによりリスクコミュニケーションの推進に努めること。

(3) 「安全監視委員会だより」による住民周知

安全監視委員会は、当該委員会を開催した場合は、速やかに「安全監視委員会だより」を発行し、当該委員会の実施状況について住民への周知を図ること。

2 積極的な情報公開

(1) 情報公開ルームにおける情報公開

J E S C O 豊田事業所は、情報公開ルームに集約した情報については、見学者等が閲覧できるようにするほか、市民が容易に情報を入手できるよう適切な方法による公開に努めること。

(2) 地域協議会の開催

J E S C O 豊田事業所は、地元住民とのリスクコミュニケーションが一層推進するよう、定期的に「地域協議会」を開催すること。